

○地方税共同機構代表者会議会議規則

平成 31 年 4 月 1 日 地方税共同機構代表者会議決定

(趣旨)

第 1 条 地方税共同機構代表者会議（以下「代表者会議」という。）の会議に関しては、地方税共同機構定款（平成 31 年 3 月 22 日総務大臣認可。以下「定款」という。）に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(召集の通知)

第 2 条 定款第 7 条に規定する代表者会議の議長（以下「議長」という。）は、代表者会議を招集するときは、あらかじめ議題、日時及び場所を委員に通知する。

2 委員は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ議長に届け出なければならない。

(開会及び閉会)

第 3 条 出席委員（定款第 8 条第 3 項の規定において出席したものとみなす委員を含む。）の数が、定款第 8 条第 1 項に規定する定足数に達したときは、議長が開会を宣告する。

2 閉会は、議長が宣告する。

(発言)

第 4 条 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

(表決の方法)

第 5 条 表決の方法は、挙手による。ただし、議長は、他の表決方法を用いることができる。

2 議長は、出席委員に異議がないと認めるときは、これを確かめた後、表決の手続をとらないで、可決したものとしてその旨を宣告することができる。

(会議録)

第 6 条 議長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席委員の氏名並びに欠席委員で定款第 8 条第 3 項に規定する代理人による表決の委任をした委員の氏名、当該委任を受けた者の氏名及び書面表決をした委員の氏名

(3) 議事の要領

(4) 議決した事項及び賛否の数

2 定款第 8 条第 4 項の規定により代表者会議の議決に代えた場合は、前項に規定にかかわらず、議長は、会議録に次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 議決に代えた日

(2) 委員の氏名

(3) 議決に代えた事項及び賛否の数

3 会議録は、各委員に諮った上で公表するものとする。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるものを除くほか、代表者会議の会議に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則
この規則は、平成31年4月1日から施行する。